

道路法第 37 条に基づく電柱の占用制限道路の指定

1 概要

平成 25 年 6 月の道路法第 37 条改正[※]に伴い、防災上重要な道路において、地震時等に電柱等の占用物件の倒壊により緊急車両等の通行を妨げることがないように、道路の占用を禁止又は制限することが可能となった。

国や県は、同法に基づき平成 28 年度から緊急輸送路において新たな電柱の占用を禁止しており、浜松市においても平成 30 年 4 月 1 日より同様の措置を開始する。

※ 道路法第 37 条：「災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、・・・(省略)・・・区域を指定して道路の占用を禁止することができる。」

2 占用制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

3 経緯・予定

- ・ H25. 6 道路法改正 (H25. 9. 2 施行)
- ・ H28. 2 国直轄国道における占用制限対象道路の告示 (H28. 4. 1 占用制限開始)
- ・ H29. 3 静岡県管理道路における占用制限対象道路の告示 (H29. 3. 31 占用制限開始)
- ・ H30. 3 浜松市管理道路における占用制限対象道路の告示予定 (H30. 4. 1 占用制限開始予定)

(参考)

- ・ H29. 12 愛知県管理道路における占用制限対象道路の告示 (H30. 1. 15 占用制限開始)

4 浜松市における措置の概要

- ・ 対象道路：市が管理する緊急輸送路（全線） 25 路線 延長約 322km
- ・ 制限の内容：道路区域内への新たな電柱の設置を禁止
(国・県の運用に合わせ、既存電柱は当面の間許可、民地内の電柱は対象外、やむを得ない場合は仮設電柱の設置を許可する。)

5 指定による効果

- ・ 緊急輸送路の電柱の増加を抑制し、現状からの悪化を防止
- ・ 電線管理者をはじめとした関係者の防災や景観に対する意識向上



静岡県内の緊急輸送路ネットワーク図 (H28. 6. 15時点)

○ 緊急輸送路とは

- ・ 災害発生時の緊急輸送活動を実施するために必要な道路として、地域防災計画に定めた道路
- ・ 円滑かつ確実な緊急輸送と拠点・施設間の連携強化を目的に選定・構築された道路ネットワーク



浜松市が所管する緊急輸送路について

浜松市 緊急輸送路指定一覧

(単位:km)

緊急輸送路		第1次	第2次	第3次	緊急輸送路 計
番号	路線名	高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路 ※1	第1次緊急輸送路と重要な指定拠点※2とを連絡する道路及びその他の重要な道路	第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路	
150	国道150号	3.0	5.2		8.2
152	国道152号	8.4	65.0		73.4
257	国道257号	14.9	14.7		29.6
301	国道301号		7.0		7.0
362	国道362号		76.4		76.4
473	国道473号		14.4		14.4
国道 計		26.3	182.7		209.0
9	天竜東栄線			16.3	16.3
40	掛川天竜線		1.2		1.2
45	天竜浜松線	6.9	0.1		7.0
48	館山寺鹿谷線			5.7	5.7
49	細江舞阪線		2.1	2.5	4.6
58	袋井春野線		5.6		5.6
61	浜北袋井線	2.3			2.3
62	浜松雄踏線		1.7	7.3	9.0
65	浜松環状線	21.2	4.0		25.2
85	三ヶ日インター線	0.7			0.7
主要地方道 計		31.1	14.7	31.8	77.6
297	両島二俣線			3.1	3.1
310	瀬戸佐久米線	5.0			5.0
323	館山寺弁天島線			2.0	2.0
344	二俣浜松線		15.1		15.1
363	高蘭貴布祢線		1.8		1.8
364	湖東和合線			0.9	0.9
374	浜松袋井線	0.4			0.4
一般県道 計		5.4	16.9	6.0	28.3
市道	中野町三方原線		3.1		3.1
市道	菟湖東線		4.0		4.0
市道 計			7.1		7.1
合計		62.8	221.4	37.8	322.0

※1 東名ICと新東名ICとを結ぶ道路や、東名・新東名IC、空港や防災拠点港湾と重要路線とを結ぶ道路

※2 平成8年当時の市町村役場、政令市区役所等

H25. 6道路法改正概要（第37条関連）

- 首都直下地震や南海トラフの巨大地震等、様々な災害に備えた「命の道」の確保の必要性



- ◎ 地震時等で電柱等の占用物件の倒壊等により緊急車両等の通行を妨げることがないように、**緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路において、占有を禁止・制限することを可能とする措置**



(東日本大震災における道路の啓開状況)



(台風による道路の被災状況)

(道路の占有の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、**又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため**に特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができる。

※赤字部分が法改正により追加

地震等による電柱の倒壊状況

災害	年月	名称	電柱の倒壊状況	
地震	1995年1月	阪神淡路大震災 (兵庫県南部地震)	<p>電力:約4,500基^{※1} 通信:約3,600基^{※2} (供給支障に至ったもののみ) →倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害。 生活物資の輸送に影響を与えたほか、緊急 車両の通行にも支障。</p> <p>※1 「地震に強い電気設備のために」 (資源エネルギー庁編) ※2 NTT調べ</p>	
台風	2003年9月	台風14号	<p>宮古島市全体 電柱800本 →倒壊した電柱により、通行不能箇所が多 数発生。</p> <p>※沖縄電力調べ</p>	 <p>出典:NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク</p>
津波	2011年3月	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	<p>電力:約28,000基^{※1} 通信:約28,000基^{※2} (供給支障に至ったもののみ) →断線した電線が発災直後の道路の啓開作 業を阻害。</p> <p>※1 経済産業省EIP ※2 NTT調べ</p>	
竜巻	2013年9月	—	<p>埼玉県 越谷市46本^{※1} 千葉県 野田市5本^{※2}</p> <p>※1 越谷市HP ※2 内閣府HP</p>	

浜松市土木部管内図

道路法37条に基づく占用制限の指定予定路線図

